

令和4年3月18日開議

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和4年第1回

杵築市議会定例会追加議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 議案第 37 号 令和 3 年度杵築市一般会計補正予算（第 14 号）
－ 補正予算書 1 ページ－
- 議案第 38 号 杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
－ 議案書 3 ページ－
- 議案第 39 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
－ 議案書 5 ページ－
- 議案第 40 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
－ 議案書 6 ページ－
- 議案第 41 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
－ 議案書 7 ページ－
- 議案第 42 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
－ 議案書 8 ページ－
- 議案第 43 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
－ 議案書 9 ページ－
- 議案第 44 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
－ 議案書 10 ページ－
- 議案第 45 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
－ 議案書 11 ページ－

- 議案第 4 6 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて - 議案書 12 ページ -
- 議案第 4 7 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて - 議案書 13 ページ -
- 議案第 4 8 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて - 議案書 14 ページ -
- 議案第 4 9 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて - 議案書 15 ページ -
- 議案第 5 0 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて - 議案書 16 ページ -
- 議案第 5 1 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて - 議案書 17 ページ -
- 議案第 5 2 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて - 議案書 18 ページ -
- 報告第 5 号 専決処分の報告について - 議案書 19 ページ -

議案第 38 号

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部改正に
ついて

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 4 年 3 月 18 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正
する条例

杵築市職員の給与の特例に関する条例（平成25年杵築市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に改め、同項第1号中「100分の10」を「100分の8」に改め、同項第2号中「100分の9」を「100分の7」に改め、同項第3号中「100分の5.6」を「100分の3.6」に改め、同項第4号中「100分の5.3」を「100分の3.3」に改め、同項第5号中「100分の5」を「100分の3」に改め、同項第6号中「100分の3.2」を「100分の1.2」に改め、同項第7号を削り、同条第2項中「次の各号に掲げる職員」を「職務の級が4級である者」に、「それぞれ当該各号に定める率」を「100分の1.3」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 4 2 号

農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を杵築市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 3 月 1 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

住 所 杵築市■■■■■■■■■■
氏 名 岩 崎 光 宏

議案第 4 3 号

農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を杵築市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 3 月 1 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

住 所	杵築市 ■■■■■■■■■■
氏 名	宇留嶋 雄 蔵

議案第46号

農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を杵築市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年3月18日提出

杵築市長 永松 悟

記

住 所 杵築市■■■■■■■■■■
氏 名 小 春 修

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月18日提出

杵築市長 永 松 悟

5 示談の内容及び損害賠償の額

事故の責任割合は市が100%となり、市は、損害賠償金として、相手方店舗外壁等の修繕料363,000円を支払う。

